

## 【お詫び】「平成 22 年度PRTRデータの概要」の修正について

「平成 22 年度 PRTR データの概要 – 化学物質の排出量・移動量の集計結果–」に掲載の政令改正前後の対象化学物質の排出量等の継続性の考え方に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。修正箇所は以下の 2 か所です。

※なお、当該修正による集計数値への影響はありません。

### ①「1. PRTR制度の概要 ⑥対象化学物質の見直しに伴うデータの扱い」中、表 3、表 4 (P.6,7)

(抜粋)

表 3 種類③：政令改正により統合または分割された物質で、政令改正前後で対象となる物質の範囲が完全に一致する物質 (計 4 物質)

政令改正後の対象化学物質		政令改正前の対象化学物質	
物質番号	対象化学物質名	物質番号	対象化学物質名
89	クロロアニリン	71	o-クロロアニリン
		72	p-クロロアニリン
		73	m-クロロアニリン
<del>299</del>	<del>トルイジン</del>	<del>225</del>	<del>o-トルイジン</del>
		<del>226</del>	<del>p-トルイジン</del>
		<del>264</del>	<del>m-トルイジン</del>
304	鉛	230	鉛及びその化合物
305	鉛化合物		
<del>348</del>	<del>フェニレンジアミン</del>	<del>262</del>	<del>o-フェニレンジアミン</del>
		<del>263</del>	<del>p-フェニレンジアミン</del>
		<del>264</del>	<del>m-フェニレンジアミン</del>

・経年変化の比較においては、政令改正後に結合された対象化学物質(「クロロアニリン」及び「~~トルイジン~~フェニレンジアミン」)の排出量等は、対応する複数の政令改正前の対象化学物質の排出量等を合計した数値と完全に対応するものとして扱う。

表 4 種類④：政令改正後の対象化学物質と政令改正前の対象化学物質の対象となる範囲が完全には一致しない物質 (計 7 物質)

政令改正後の対象化学物質		政令改正前の対象化学物質	
物質番号	対象化学物質名	物質番号	対象化学物質名
4	アクリル酸及びその水溶性塩	3	アクリル酸
181	ジクロロベンゼン	139	o-ジクロロベンゼン
		140	p-ジクロロベンゼン
298	トリレンジイソシアネート	338	m-トリレンジイソシアネート
<del>299</del>	<del>トルイジン</del>	<del>225</del>	<del>o-トルイジン</del>
		<del>226</del>	<del>p-トルイジン</del>
301	トルエンジアミン	228	2,4-トルエンジアミン
321	バナジウム化合物	99	五酸化バナジウム
		<del>262</del>	<del>o-フェニレンジアミン</del>
		<del>263</del>	<del>p-フェニレンジアミン</del>
405	ほう素化合物	304	ほう素及びその化合物

・また、政令改正後に対象範囲が拡大されて統合された対象化学物質(「ジクロロベンゼン」,「~~フェニレンジアミン~~トルイジン」)の排出量等は、対応する複数の政令改正前の対象化学物質の排出量等を合計した数値と同一とみなす。

②「3.届出排出量・移動量の経年変化の概要について」中、「(注)継続物質の集計方法」

(P.80,81)

(抜粋)

(注)継続物質の集計方法

①政令改正後に統合された対象化学物質（「クロロアニリン」及び「~~トルイジン~~フェニレンジアミン」）の排出量等は、対応する複数の政令改正前の対象化学物質の排出量等を合計した数値と完全に対応するものとして扱う。

(略)

④政令改正後に対象範囲が拡大されて統合された対象化学物質（「ジクロロベンゼン」及び「~~フェニレンジアミン~~トルイジン」）の排出量等は、対応する複数の政令改正前の対象化学物質の排出量等を合計した数値と同一とみなす。

修正箇所は以上です。重ねてお詫び申し上げます。